



関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）の建設事業の施行に関する変更基本協定書（第7回変更）

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社建設事業本部長（以下「乙」という。）と中日本高速道路株式会社技術・建設本部長（以下「丙」という。）とは、平成24年5月10日付けで締結し、平成25年8月6日、平成26年8月28日、平成27年11月5日、平成28年3月25日、平成28年8月19日及び平成31年3月29日付けで一部変更した「関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）の建設事業の施行に関する基本協定書」（以下「原協定書」という。）第7条の規定に基づき、原協定書の一部を次のとおり変更する。

- 1 原協定書第4条中「第6回変更別紙1」を「第7回変更別紙1」に改め、別添のとおりとする。

なお、この協定書に記載なき事項については、原協定書のとおりとする。

この協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 3 年 2 月 1 日

甲 国土交通省
関東地方整備局長 土井 弘次



乙 東日本高速道路株式会社
建設事業本部長 森 昌文



丙 中日本高速道路株式会社
技術・建設本部長 藤井 元生



費用負担区分

路線	区市名	世田谷区					練馬区					
	No.	調布市	三鷹市	三鷹市	三鷹市	武蔵野市	杉並区	練馬区			大泉JCT	
	No. 0	No. 63	No. 64	No. 122	No. 158	No. 160						
	延長 (km)	+36.4	+86.0	+59.5	+96.2	+88.7						
	IC名(仮称)	東名JCT	中央JCT	東八道路IC	青梅街道IC	目白通りIC						
費用負担区分	工事等	舗装・施設等	東日本高速道路					東日本高速道路				
		本線トンネル	※1					※2				
		セグメント掘進他	※3					※3				
区分	No.	+17.5					+72.5					
		+30.0					+40.0					



※1 「本線トンネル」のうち、シールドマシンの一部は、国土交通省の費用負担とする。
 ※2 「上記以外の本体工事」のうち、東名JCTランプシールド部は、国土交通省の費用負担とする。
 ※3 「上記以外の本体工事」のうち、中央JCT地中掘進部の一部は、国土交通省の費用負担とする。

